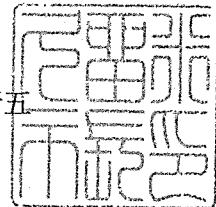


久留米市公告第 29 号

旧高良内埋立地周辺樹木伐採業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭
和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 16 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 旧高良内埋立地周辺樹木伐採業務委託
- (2) 履行場所 : 久留米市高良内町地内
- (3) 業務内容 : 別紙「旧高良内埋立地周辺樹木伐採業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格 : 2, 768, 700 円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 : 2, 517, 000 円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (6) 最低制限価格 : 2, 480, 500 円（消費税及び地方消費税を含む）
最低制限比較価格 : 2, 255, 000 円（消費税及び地方消費税を含まない）
- (7) 支払条件 : 前金払い及び部分払いなし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する
者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であるこ
と。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市府達第 6 号）による指名停止
措置を受けていないこと。
- (3) 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納して
いること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地
方税を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、
経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがな
されている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手續
開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 久留米市内において主たる営業所を有し、久留米市競争入札参加有資格者名簿(久留米市契約事務規則(昭和50年4月1日久留米市規則第9号)第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿)(以下、「名簿」という。)に登載されている者であること。
- (9) 名簿に樹木管理(業務委託)で登載されていること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の(1)に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。事務局への直接の持ち込みは不可とする。

(1) 提出書類

- ア 入札書(様式第5号)
- イ 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和8年1月29日(木)17時00分必着

(3) 提出先(宛先)

10 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に「入札書在中」と朱書きし、業務名及び商号(名称)を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち1つを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留いずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

- ア 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。
- イ 久留米市に到着した入札書は書き換え、引き換え、引き取り、又は撤回をすることはできない。
- ウ 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- エ 入札回数は、1回とする。

5 開札

- (1) 日時：令和8年2月2日（月）10時
- (2) 場所：久留米市宮ノ陣町八丁島2225
宮ノ陣クリーンセンター 環境交流プラザ1階小会議室
- (3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 落札者の決定方法
予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。
- (5) 落札結果の通知
落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもつてかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
 - イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
 - ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
 - エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
 - オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。
 - カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
 - キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
 - ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

- (1) 質問の受付期間及び受付場所
 - ① 受付期間 : 公告日から令和8年1月22日（木）17時まで
 - ② 受付場所 : 10 事務局
 - ③ 質問の提出方法 :
FAX又はEメールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確

認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和8年1月26日（月）までにEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（2）契約締結日

落札した者は、令和8年2月6日までに契約締結の手続を行うこと。

9 その他

- （1）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- （3）入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- （4）落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- （5）不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 環境部 施設課

住 所：〒839-0805 久留米市宮ノ陣町八丁島2225

宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザ1階事務室

電 話：0942-27-5371

F A X：0942-27-5443

E メール：myjclean@city.kurume.lg.jp